

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が施行され、林業・木材産業改善資金の償還期間等について特例措置が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例措置に、認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要な資金を借り入れる場合の償還期間を12年以内（5年以内の据置期間を含む。）とする措置を加える。
- (2) 東日本大震災により著しい被害を受けた者で一定のものが貸付けを受ける林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間は、従来の償還期間及び据置期間の年数に3年を加えた年数とする。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。